

学校いじめ防止基本方針

(1) 全体計画

<p>社会の要請・法制定の意義</p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたっての直面する課題である。</p> <p>いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。</p> <p>日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>自ら考え学び合い 夢と自信に満ちた</p> <p>温かくたくましい富隈の子の育成</p> <p>目指す児童生徒像</p> <p>ねばり強く たくましい子ども 進んで考え、 友だちと学び合う子ども 心豊かで 思いやりのある子ども</p>	<p>本校の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちは「つよく」「たくしく」「うつくしく」を合言葉に明るく元気いっぱい学校生活を送っている。 人権を意識した取り組みが多くあり、友だちや自分のことを深く考えている。 言葉づかいや友だちへの接し方が悪い子も見られる。
<p>いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定</p> <p>【第13条】 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>【第23条】 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市いじめ問題対策連絡協議会 ○市教委附属機関・市再調査機関 ○ 目的等を記載
<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A ・富隈地区青少年育成会議 ・民生委員 ・学校評議員 <p>(信頼される学校づくりのための委員会)</p>	<p>富隈小学校いじめ対策委員会</p> <p>本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、学年代表教諭、養護教諭】(月1回以上) 2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【1に加え、担任】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員】(必要に応じて) 4 専門家等を加えた会【3に加え、スクールカウンセラー(いじめ相談員)】(必要に応じて) 	<p>関係機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察 ・市児童福祉課 ・県中央児童相談所 ・いじめ問題対策支援室
<p>【いじめの防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組・・・心の教育推進委員会や教育相談、学年会等でいじめの未然防止に努める。 ・児童生徒の取組・・・児童総会や人権委員会の取組の中で、いじめの未然防止に努める。 ・保護者の取組・・・学級PTAを中心に児童の実態把握に努め、家庭教育の充実を図る。 ・地域の取組・・・学校評議員会の中で話題にしていき、いじめの未然防止に努める。 <p>【いじめの早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組・・・アンケートの実施で教育相談を充実し、普段の学校生活の様子を注意深く観察する。 ・児童生徒の取組・・・代表委員会や児童総会等で話し合っていく。 ・保護者の取組・・・朝のあいさつ運動等の機会子どもたちの様子を注意深く観察する。 ・地域の取組・・・地域での子どもたちの様子を育成会議等で話題にしていく。 <p>【いじめに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組・・・いじめ対策委員会を中心に関係職員と連携し、組織的に対応していく。 ・児童生徒の取組・・・代表委員会や児童総会等で話し合っていく。 ・保護者の取組・・・各家庭での話合いや学校と連携を取り合って、対応していく。 ・地域の取組・・・家庭、学校と連携を取り合って対応していく。 	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育推進委員会 ・教育相談 ・職員研修(校内、校外) ・学年会 ・児童総会 ・人権委員会 <p>児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA朝のあいさつ運動 ・授業参観・PTA総会 ・学級PTA <p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S S W, スクールサポーター ・いじめ問題対策支援室相談員 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ネットパトロール・S C <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策必携 ・いじめ問題対応の手引き <p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市いじめ対策リーフレット他 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ネットパトロール・S C <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策必携 ・いじめ問題対応の手引き <p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市いじめ対策リーフレット他

(2) 【年間計画】

月	月 目 標	取組・評価	実態調査	道徳・特別活動・各 教 科	児童生徒自主的取組	情報モラル	教育相談	職員研修
4	学級や部活などのきまりや目標を明確に示す	年間及1学期活動計画検討・取組チェックリストの確認 なかまファイルの活用(年間)	学校いじめアンケート	いじめ問題を考える週間の実施	1年生を迎える会 あいさつ運動(各月)	各教科における指導計画の確認 学級PTA	教育相談(毎週)	学校基本方針の確認
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価(毎月) PTA総会 「学校楽しいーと」の活用	学校いじめアンケート		児童代表委員会(各月)		家庭訪問	
6	児童の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価(市提出6月11月2月) 校内人権旬間取組	学校いじめアンケート 学校楽しいーと	道徳「友情・信頼、助け合い」	人権委員会の取組			
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導 学校評価	学校いじめアンケート		児童総会	学級PTA	教育相談(全家庭)	1学期取組振り返り 生徒指導事例研修
8	2学期に向けて人間関係を把握する	県人権月間取組						市学級経営研修会
9	学校行事の成功に向けて、学級を高める		県いじめアンケート 県携帯ネット利用調査	いじめ問題を考える週間の実施・道徳「思いやり・親切」「友情・信頼、助け合い」		学級PTA		ネットいじめ対応策
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う	学校いじめ対策委員会	学校いじめアンケート 学校楽しいーと	なかまづくりに関する授業の実施				
11	児童の状況を把握し適切な対応をする	校内人権月間取組	学校いじめアンケート	人権作文交流会の実施 道徳「公平公正・正義」	人権委員会の取組			
12	相手の立場になって考える心を育む	冬休み前指導, 学校評価 ひまわり学習会 前学習会 世界人権デー	学校いじめアンケート		児童総会	学級PTA		2学期取組振り返り 生徒指導事例研修
1	3学期に向けて人間関係を把握する	ひまわりの実施と反省	県いじめアンケート	いじめ問題を考える週間の実施 道徳「友情・信頼、助け合い」		学級PTA		
2	進級や進学に向けて人間関係を把握する	PTA理事会での年間振り返り 校内人権旬間取組	学校いじめアンケート	道徳「公平公正・正義」 道徳「思いやり・親切」	人権委員会の取組			生徒指導事例研修
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省 卒業前指導・春休み前指導	県問題行動等調査			学級PTA		年間取組評価